

令和 6 年 度

教育委員会定例会（12月）議事録

四條畷市教育委員会

1 開催日時・場所

令和6年12月25日（水）10時00分から11時14分まで

四條畷市役所 東別館第二付属棟 1階大会議室

2 出席委員

教育長職務代理者	山本 博資
委員	佃 千春
委員	尾崎 靖二
委員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

学校教育部長	阪本 武郎	社会教育部長	藤岡 靖幸
学校教育部次長兼 学校教育課長	花岡 純	社会教育部次長兼スポ ーツ・青少年課長	神本 かおり
教育総務課長	古市 靖之	社会教育部副参事	賀藤 久道
教育総務課長代理 兼 主 任	木邨 勇貴	文化・公民館振興 課長兼公民館長	安田 美有希
教育支援センター長兼 学校教育課指導担当課長	金子 撰	図書館長兼主任兼 田原図書館主任	田中 学
学校給食センター所長 理事（特命）兼 危機統括監	谷口 直人	文化財課長	西岡 充
施設創生担当次長兼 施設創生課長	開 康成	文化財課長代理兼主任	實盛 良彦
	西野 英晃		

4 議事録作成者 教育総務課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第28号 四條畷市学校施設整備方針（令和6年12月改訂版）の策定について

議案 第29号 いじめ重大事態調査について

報告 第18号 四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（第2期）中間見直し（原案）の策定について

報告 第19号 四條畷市文化財保護審議会委員の委嘱について

報告 第20号 令和6年度一般会計補正予算（第9号）に対する意見の申し出について

山本教育長職務代理者	<p>現在、教育長が不在となっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき私が会議を主宰することといたします。</p> <p>只今から12月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>出席状況については、教育長職務代理者及び教育委員会委員全員にご出席いただいていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名者は、佃委員にお願いいたします。</p> <p>議題に入る前に、議案第29号については個人情報保護の観点から四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声 ）</p>
山本教育長職務代理者	<p>異議がないようですので、本案件については秘密会といたします。</p> <p>また、議案第29号について、会議の円滑な運営の観点から、審議する議題の順番を変更し、一番めの議題として審議したいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声 ）</p>
山本教育長職務代理者	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第29号について議題といたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 秘密会 ）</p>
山本教育長職務代理者	<p>ただいまから、会議を公開いたします。議案第29号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>議案第28号 四條畷市学校施設整備方針（令和6年12月改訂版）の策定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
古市教育総務課長	<p>議案第28号 四條畷市学校施設整備方針（令和6年12月改訂版）の策定について、教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により、四條畷市学校施設整備方針を改訂することについて議決を求めるものです。</p>

(古市教育総務課長)

提案理由については、本方針と整合・相互補完の関係にある四條畷市個別施設計画【公共施設】について、再改訂の検討が進むなか、当該計画との整合性を図るとともに、各小中学校の整備方針や更新等の時期を明確にするにあたり四條畷市学校施設整備方針を改訂いたしたく、本案を提案しました。

まず、令和6年11月14日から同年12月13日に実施いたしました市民意見公募手続、いわゆるパブリックコメントの結果について、報告いたします。提出された意見は1人から1件の意見提出がありました。意見の内容としては、少子高齢化社会の中で、教育の場としての学校から、社会の中心の場となる学校の形のご提案があり、具体的には、小中学校の1階を高齢者住宅にする内容のご意見でした。意見に対する本市の考え方としては、学校施設の複合化は、国においても学校施設整備の際の観点の一つとして謳われていること、また本方針においても、地域コミュニティの核として共創空間の創出をめざすべき姿の一つであることから、提出された意見については、今後の整備の際の参考意見としたいと考えています。

また、本方針に対してのパブリックコメントの意見ではありませんが、同時期に実施いたしました個別施設計画【公共施設】(令和6年12月改訂版)

(案)のパブリックコメントにおいて、本方針に関連する2つの意見の提出がありました。一つめといたしましては、四條畷南小学校の義務教育学校又は小中一貫校の設置に関連したもので、義務教育学校又は小中一貫校を設置する際に、校区の再編を行うのかという意見がありました。二つめといたしましては、四條畷西中学校の液状化リスクの状況を踏まえると、築60年で建替えた方が望ましいという意見をいただいています。

これらに対しての本市の考え方といたしまして、一つめについては、学校施設整備方針に記載のとおり、南小は基本、長寿命化改修を実施し、維持する。将来の年少人口の増に備え、中長期的に、敷地内に義務教育学校又は小中一貫校の設置を検討していくとの考えのもと、南小の老朽化対策及び時代に即応した教育環境の向上を実施したうえで、現状の学校種別を維持しつつ、敷地設定や校区再編を含めた義務教育学校等の設置の可能性を、今後中長期的に検討するとしております。二つめについては、文部科学省が示す従来の改築中心から長寿命化への転換を基本としつつ、整備方法の決定に際しては、建物の劣化調査、液状化リスクを含む敷地内の地質調査の結果を踏まえ、整備方法を決定するとしています。

以上が、パブリックコメントの結果についてでございますが、10月定例会で報告を行った原案からの修正はありませんので、本日の定例会で本案をご審議のうえ、ご可決いただきましたら、改訂内容により各種取組みを進めていきたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

山本教育長職務代理者

本件について、質疑等ございましたらどうぞ。

尾崎委員	<p>これはずっと教育委員会でも議論を重ねてきたところです。先ほどご説明にありましたように、予防保全と新しい教育環境を取り入れたという、そういった長寿命化、単なる施設の延命ということではなくて、子どもたちにより適切な教育環境を整えるという、発想の方針であると理解をしております。非常に良いものがあったと思っております。それが1点です。</p> <p>もう1点、パブリックコメントでございました件ですが、非常に高い見識に基づくとご意見であろうと思います。そのため、ぜひ、検討の際には参考にさせていただけたらと思いますのは、20年前になりますけれども、岡部小学校で通所の高齢者施設を設置したという経緯がございます。エレベーターをはじめとして、様々な施設の整備を行いました。そのうえで、小学校の児童との交流も盛んに行われたという経緯もございます。今後、本意見に対する検討に際しては、こういった事案についても参考にさせていただければと思います。</p>
古市教育総務課長	<p>ご意見いただきましてありがとうございます。過去、岡部小学校に街かどデイハウスさんらが、入所を許されていたというところがございます。こちらにつきましても、今現在福祉コミュニティーセンターの横に施設がございます。また、当時の岡部小学校の中にそういった施設、機能があったとこの部分における効果検証も、また整備の際の参考にさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
山本教育長職務代理人	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
山本教育長職務代理人	<p>それでは整備方針については特に変更しないということで、これは今まで議論してきた結果だというふうに思いますので、ご意見ないようでしたら、ここでお諮りいたします。議案第28号 四條畷市学校施設整備方針(令和6年12月改訂版)の策定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
山本教育長職務代理人	<p>異議がないようですので、議案第28号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
古市教育総務課長	<p>先ほど、学校施設整備方針の改訂の議案につきまして、議決いただきまして誠にありがとうございます。教育委員の方々におきまして、学校施設整備</p>

<p>(古市教育総務課長)</p>	<p>方針の改訂に関連して、以前より勉強会、また総合教育会議等において、種々ご出席いただく中のご意見を賜り、また、昨年度より教育委員視察を再開し、小中一貫教育、また長寿命化改修等の先進校の学校視察においても、ご出席等いただきましたことを含めて、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。</p> <p>この方針をもとに、時代に即応した学び舎で子どもたちが快適で安全な環境で学ぶことができるよう、責任感、また緊張感、スピード感を持って取り組んでまいり所存でございます。一言お礼を申し上げます。ありがとうございました。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>学校施設整備方針は決まりましたけれども、実際は学校の施設整備はこれからですのでどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第18号 四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（第2期）中間見直し（原案）の策定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長</p>	<p>報告第18号 四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（第2期）の策定から5年が経過しようとするなか、社会や人々の意識の変化を機に、大阪府における方針の変更等計画を見直す必要が生じているため、ひきこもり等検討委員会での議論を経て、四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（第2期）中間見直し（原案）を策定したことを報告するものでございます。なお、今後、この原案に対する市民意見公募（パブリックコメント）を実施することを併せて報告させていただきます。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。始めに、1頁第1章 計画の基本的な考え方につきましては、令和2年3月にこれまでの計画内容を継承のうえ、第2期計画を策定してから5年が経過し、計画の中間地点である令和6年度には、新型コロナウイルス感染症の流行を起因とする社会や人々の意識の変化、国による支援体制の方針の変更などを踏まえ、課題や施策展開の見直しを行うことを追記しております。2頁、3頁には国の支援体制の方針の変更点を明記し、法的根拠や市の他計画との連携について取りまとめております。次に、5頁 本市のひきこもり支援のイメージ図に、高齢福祉課を加えております。これは8050問題など、高齢者のひきこもりが社会的な課題となっており、高齢者支援として追記をしたものでございます。次に、6頁では、人口の動向として時点修正、7頁では、本市におけるひきこもりの推計人数について、平成27年度時点から令和4年に時点修正しております。具体には、本市の狭義のひきこもりと準ひきこもりを合わせた広義のひきこもりを内閣府の調査結果と比較しますと、令和5年度の15歳から39歳人口、13,869人中、284人となるなど本市のひきこもり人数の推計値を更新しております。</p>

(神本社会教育部
次長兼スポーツ・青
少年課長)

す。また、一方で、本市の令和5年度の15歳から39歳までの相談件数は22人だったことから、広義のひきこもり284人のうち、市の相談に繋がっている方は約8%となるなど、まとめ直しております。

全国的に人数が増えている理由としましては、新型コロナウイルス感染症以降、繋がりが途絶えてひきこもる件数が増加、相談件数が減少となっていることなどが明確になっております。

次に、8頁では、新型コロナウイルス感染症により社会情勢が変化したことや、人と接触する機会の減少により、ますます問題が深刻化してきたことなどを追記しております。10頁から11頁の施策の体系につきましては、機構改革による担当課の名称変更などの整理、13頁から24頁の第3章につきましては、コラムとして相談等について取りまとめたところを具体的施策として内容の更新を行っております。

25頁の第4章につきましては、1 推進体制(1)計画の推進主体について、計画の推進にあたっては、ひきこもり等検討委員会を中心に庁内で連携し、取組みを進めるなど推進体制を明確にしております。資料編としまして、26から28頁において、ひきこもり等検討委員会、ひきこもり等地域支援ネットワーク会議の組織名称等の更新を行っております。最後に、29頁から33頁にかけては、各種相談事業一覧について、名称、相談日、場所、担当課名の更新に加え、一覧から具体的施策の掲載頁がわかるよう頁数を追記しております。以上が変更点の概要となります。

続きまして、別紙をご覧ください。この原案につきましては、今後市民意見公募を行います。市民意見公募の募集期間は令和7年1月15日(水)か2月14日(金)の1ヶ月間となります。対象としましては、市内在住、在勤、在学の人、市内に事業所を有する個人、法人、利害関係者とし、閲覧場所は、当課窓口ほか図書館等記載の計5カ所となります。提出方法につきましても記載のとおりでございます。なお、市民意見公募を経て、意見を取りまとめたのちに案とし、本定例会にてご審議いただき、ご可決いただきましたら計画として取組みを進めていきたいと考えております。

山本教育長職務代
理者

本件について、質疑等ございましたらどうぞ。

佃委員

この5年間というのは、コロナ禍を経て、不登校も大幅に増加し、またひきこもり等も、データで示していただいたように憂慮する状況であるということについて、データを刷新していただいて、また、具体的施策等コラムから変更するなど、法的根拠をもとに記載を進められたことに敬意を表したいと思います。そのような中で1点だけ気になった表現なのですが、9頁のところにあります。(3)の2段落めの、不登校ひきこもりが発生しないように、「発生」という表現が、いかがなものかということで気になりました。

<p>(佃委員)</p> <p>神本社会教育部次 長兼スポーツ・青少 年課長</p>	<p>厚生労働省等の資料もいろいろ、紐解きましたけれど、こういう表現がなかったように思いますので、ひきこもりの状態に至らないようとか他の表現に変えていただけるのであれば、変えていただいた方が良いと思いましたが一言申し上げます。</p> <p>ご意見をいただきありがとうございます。表現については検討させていただきたいと思います。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>特にひきこもりについて、ここに取り上げられておりますが、これは身近に感じるところであり、非常に市の政策の中でも重要なものだと考えております。これが、四條畷市でそういった対応が円滑なものになればと願っておりますので、そのうえでですが、7頁にございます表の下段に説明がございます。この部分の、本当に恐縮ですけれども、文章表記上、表現上、タイムラグを感じますので、整えられたらどうかと思っております。それは、前段のひきこもりの推定人数、それから、相談に繋がった方の人数、パーセント、これはいずれも令和5年度の数字を挙げていただいております。</p> <p>その次の第3パラグラフになりますが、これらを受けてということになっておりますので、文章の流れからいうと、令和5年度を受けて、計画の施策として繋がるように読めますので、そうしますと、計画第2期が令和2年3月に施策として、整えたということになりますので、時系列として逆転しているような印象を受けます。ですので、ここは、文末の「推進しています」という、その前に、「加えて」という文言を挿入いただきますと、非常に読んでいる者として、時間の流れとして、こんなふうに変更がされて、この5年間を受けて、このようになっているのだなと理解がしやすくなるかと思えます。その点、文章上のことでございますので、ご検討いただけたらと思えます。</p> <p>もう1点、同じその第3パラグラフにございます。相談事業「なわて健康相談24」ということで、これは主には健康・医療の悩みに対する相談事業と理解をいたしますが、同時にここでは、ひきこもりを含めた複合的な課題ということで、大変この点を強調されておまして、非常にこの点がなわて健康相談24というのが有効であるというアピールになっているかと思えます。通話やチャットで相談ができるということですので、後ろにあります29頁から始まります市内の相談機関というところにこれを載せていただいたら、より活用いただけるのではないかと思いますので、その点もご検討いただけたらと思えます。</p> <p>次2点目でございますが、22頁、具体的施策という、未来を担い、未来を生き抜く力の育成というところでございます。ここには、学習指導要領に示された、「主体的に学習に取り組む態度」、「思考力・判断力・表現力」、「知</p>

<p>(尾崎委員)</p>	<p>識・技能」とは別に、四條畷市教育委員会では、予測不可能な未来を担い、生き抜くために必要な資質、能力として4つの力を示しています。ということで、次の課題に4つが列挙されております。ここで若干の違和感を感じますのは、学習指導要領に示されている先ほど挙げました3つの点は、これはいわゆる生きる力のうちの、知徳体の知に関する部分だけでございます。学習指導要領ではいわゆる徳に関する部分、あるいは体に関する部分についても触れてありますので、この書き方であると、やや学習指導要領全体をとらえたうえで、対比的に、述べていただいているとはちょっと取りにくいかなと思いますので、ご検討いただければと思いますが、こういった文章にすると、より述べていただきたいことに近いのではないかなと思いますので次に申し上げます。</p> <p>「四條畷市教育委員会では、学習指導要領で示された生きる力に加えて、予測不可能な未来を担い、生き抜くために必要な資質能力として、次の4つの力を示しています。」こうしていただく方がより、学習指導要領との関係においても、安定的にこの4つの力というものを認めることができるのではないかと思いますので、これは当初からこういった表現ですので、どう訂正するか、修正があらうかと思っております。ご検討いただきまして、より良いものになればと思っておりますので、意見として言わせていただきます。</p> <p>3点ご意見いただいたかと思っております。いただいたご意見につきましては、今後修正を加える中で改訂していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長</p> <p>佐々木委員</p>	<p>今回のこの計画の中間の見直しということで一つ保護者の立場からお伝えさせていただくと、今回コロナ禍も出まして、不登校またはそこに繋がる状態の子どもはとて増えているのではないかなと思っております。この5頁のなかで、支援のイメージということで、全体はこういうイメージで動いていますよと示していただいているのですが、保護者としては、小さなわが子への違和感に早くには気づいているのだけれども、その一歩がなかなか動きにくい、自分もどう理解していいかわからないというなかで、学校と、また学校以外の場所でも相談できる窓口というのを、保護者自身が知っていたら、小さな段階で動くことができ、支えてもらっているという安心感から、子育てなどが安心してできる環境にもっとなれるのかなと感じました。ですので、安心して子育てや我が子へのサポート相談ができるように、少し工夫を加えていただければ、保護者が手が伸ばしやすいような情報発信の仕方というのを、考えていただけるとありがたいなと思いたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ひきこもりに関しましては、義務教育の不登校からひきこもりという形で、</p>

<p>長兼スポーツ・青少年課長</p>	<p>その年齢に応じて市の中では取組みを進めているところです。また小さいお子様の時期からということで、そちらについてもちょっとわかりやすく整理をさせていただきたいと思います。</p>
<p>山本教育長職務代理人</p>	<p>他に質疑はございませんか。 何点か指摘ありましたが、中間見直しですので、可能かどうかわかりませんが、検討していただいて、可能であればよろしく申し上げます。 それでは、次に移ります。 報告第19号 四條畷市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>西岡文化財課長</p>	<p>報告第19号 四條畷市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。四條畷市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、四條畷市文化財保護条例第53条第1項の規定に基づき別紙のとおり委員を委嘱したことを報告するものです。 別紙の四條畷市文化財保護審議会委員新旧対照表をご覧ください。委員はすべて適任者として再任となっております。任期は、令和6年12月1日から令和8年11月30日までの2年間です。以上、簡単ではございますが、四條畷市文化財保護審議会委員の委嘱についての報告でございます。</p>
<p>山本教育長職務代理人</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 （ 「なし」 の声 ）</p>
<p>山本教育長職務代理人</p>	<p>それでは、次に移ります。 報告第20号 令和6年度一般会計補正予算（第9号）に対する意見の申し出についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>阪本学校教育部長</p>	<p>報告第20号 令和6年度一般会計補正予算（第9号）に対する意見の申し出について、令和6年度一般会計補正予算（第9号）を市議会12月定例議会へ提出するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を申し出ることについて、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。 教育関連の補正予算の詳細については、配布している資料令和6年度四條畷市一般会計補正予算 予算に関する説明書に基づいて説明いたします。資料の24頁から25頁をご覧ください。款 教育費、項 教育総務費、目 教育指導費の教科用図書等に関する事務については、令和7年度から使用を開</p>

<p>(阪本学校教育部長)</p>	<p>始する教科用図書(指導書と教師用教科用図書)の購入経費を計上するものでございます。これまでは、教科書選定を実施した次の年度の当初予算において、これら購入に係る予算措置を行ったうえ、新年度に入り直ちに図書を発注し、4月上旬頃に納品を受けておりましたが、春休み期間を含めた出来る限り早期に授業の準備が行えるようにするため、教科書の選定を実施した年度中に指導書等を確保できるようにするものでございます。</p> <p>同款、項 小学校費、目 学校管理費の小学校管理事務と26頁から27頁の、同款、項 中学校費、目 学校管理事務の中学校管理事務につきましては、本年11月1日から従来の契約条件に比べて電気料金が値上がりすることとなり、既決予算に不足が生じるため、決算見込額に基づき学校における光熱水費を増額するものでございます。</p> <p>資料の30頁から31頁をご覧ください。同款、項 保健体育費、目 学校給食運営費の給食センター管理運営事務は、昨今の食材費の高騰により賄材料費が不足する見込みであることから、決算見込額に基づき増額するものでございます。その他、22頁から31頁にかけて本年4月以降の人事異動に伴う各費目間での人件費の調整を行うとともに、本年度の人事院勧告に準拠した職員給与と会計年度任用職員給与の改定に伴う人件費の増額を計上いたしております。内容の説明は以上でございます。なお、本補正予算は令和6年12月2日開催の市議会12月定例議会において、原案のとおり可決いただいております。</p>
<p>山本教育長職務代理人</p>	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
<p>佃委員</p>	<p>質問ではないのですが、以前、今、部長がご説明された教科用図書の教員用の指導書教科書を補正予算で取っていただけるというのは本当にありがたいことだと思っております。これまでもそういった声が現場から出たこともあったと思うのですが、なかなか実現しなかったことを、思い切って12月に、その分、是非とも現場の先生方には有効活用していただいて、準備を進めていただきたいということを必ず強くご指導いただきたいと思います。</p>
<p>山本教育長職務代理人</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」 の声)</p>
<p>山本教育長職務代理人</p>	<p>それでは、その他の案件に移ります。</p> <p>個別施設計画【公共施設】改訂に係る進捗報告についてということで、施設創生課、よろしく申し上げます。</p>

西野施設創生担当
次長兼施設創生課
長

それでは個別施設計画の意見公募の結果について説明させていただきます。期間については、令和6年11月14日から12月13日の間で、手続きの方をさせていただきまして、資料記載の通り、件数につきましては、21人の方から提出していただきまして、意見としては53件という結果になっています。

意見の概要について簡単ではありますが、説明させていただきます。まず通番で、1点め、こちら東小学校跡地についてのご意見ということですが、市道南野六丁目5号線の拡幅についてのご意見をいただいております。市の考え方としては、再編整備と並行し、総合的に判断して検討させていただくというような考え方を示させていただいております。

2点めは割愛しまして3点め、再編の概略になりますが、こども園の件について将来的に1園にするということで、計画に入れるべきではないというご意見ですが、市の考え方については、今後の保育需要の動向により、適宜判断していくとしております。

4点め、こちら財源の確保ということで、国の事業である土地再生整備計画、立地適正化計画を活用した財源確保というご意見をいただいております。こちらにつきましては、今後国の方が制定される最も有利な財源を活用していきますという考え方で記載しております。

5点め、総合センターと忍ヶ丘あおぞらこども園の複合化を前提に検討というところでご意見の方をいただいております。動線等のご意見なので考え方については、車や人の動線、そういったことも含めて進めていくというような考え方を示させていただいております。

6点め、教育に関連する内容になりますが、南小学校敷地に関する義務教育学校についてのご意見をいただいております。回答といたしましては、現状の学校種別を維持しつつ、敷地設定や校区再編も含めた義務教育学校等の設置の可能性については、中長期的に検討を進めてまいりますという考え方を示させていただいております。

7点めは、割愛いたしまして8点め、お年寄りが集まる場所については南中学校跡地に整備予定のコミュニティセンターについての考え方を示させていただいております。

13点めの子どもと老人が集える場所のご意見については、同じように、南中学校跡地に整備予定のコミュニティ複合施設の考え方を記載をさせていただいております。

14点め、財源の投資的経費34%削減に対する考え方のご意見をいただいております。考え方としては、計画に記載させていただいているとおり、前提条件に基づいて取り組んでいく事を考え方として記載しております。

15点め、市民活動センターを分割せずに、公園規模を縮小して建て替えるできないかというご意見ですが、考え方としては、費用と施設の全体最適化の観点から集約複合化を検討していきますという考え方を示しております。

(西野施設創生担当次長兼施設創生課長)

16から18点めまでは田原台に関係するご意見ですが、本計画に関するご意見ではないため、その旨の考え方を記載させていただいております。

19点め、市民総合センターの方に小ホールを併設といったご意見なんです。こちらは計画の方を事業費の平準化を趣旨とし、改築改善を織りませた計画という基本的な考え方と複合集約化による検討をしていくという考え方を記載しております。

21点め、先日行われました音楽イベントの件でご意見いただいております。市内の音楽家の方のイベントについてのご意見をいただいておりますが、こちらは計画に対するご意見ではないので担当部署の方に共有させていただいております。

22点め、こちらはこども園の内容となっておりますので先ほどの考え方と同様になっております。

23点め、こちらうめじゅそうと書いておられるのですが、おそらく楠楓荘の間違ひという前提で、交通の件でのご意見をいただいております。考え方といたしましては南中跡地に整備予定のコミュニティー複合施設の考え方と、あわせて地域交通についても検討していくという回答にしております。

24から次のページの29点めまで、こちらにつきましても田原台に関するご意見をいただいております。「コンビニエンスストアに」というようなお話とかそういった内容ですので、その旨の考え方を記載しております。計画にはあまり直接的な影響はない話になっております。

30点め、あおぞらこども園の合併の話ですが、回答としては同様の回答をしております。

31、32点めにつきましても田原地区の病院関係の意見や郵便局のお話ですので、計画に関する意見ではない旨の記載をしております。

33点め、市営住宅の活用方法についてのご意見をいただいておりますが、計画に記載の通り今後再編整備の参考として検討していくとしておりますことから、参考とさせていただきますとしております。

次34点め、長文でご意見をいただいておりますが、公共施設の再編についてはいろいろ考え方はあるのですが、一公共施設については一定の量が必要ということや、財政見通しを削減目標に根拠とするのはやめるべき。市は公共施設の削減ではなく人口維持効果のある投資というご意見をいただいております。考え方としては、計画の基本的な考え方、持続可能な財政運営をするということで、世代間が集う施設についてにぎわい創造というような記載をしております。

35点めも、先ほどありましたお話の続きになるのですが、最終的には国が定める、都市再生基本方針に準拠したまちづくりの基本方針を定めるべきというご意見をいただいておりますが、計画記載の3つの方針がある旨の記載をしております。全体最適化で検討していきますという回答にしております。

(西野施設創生担当次長兼施設創生課長)

36点め、37点めにつきましても同様の内容でございまして、都市再生基本方針に適合するような進め方をしてくださいというようなご意見ですので、回答といたしましては同様の考え方を記載しております。

38点め、教育文化センターのご意見をいただいております、賛成のご意見をいただいております。39点め、こちらシルバー人材センターのご意見で、こちらについては、反対のご意見ですが、両方とも回答につきましては、コミュニティ複合施設の考え方、今後検討していきますという考え方を記載しております。

40点め、多機能型体育館についてのご意見で、バンドやグループ活動など文化活動に使えるようにというご意見です。こちらは整備の具体的な内容になりますので今後設計を進めていく中で検討ということにさせていただきます。

41点め、南中跡地に整備する公園を都市公園にということなので、この位置付けにつきましては今後それらも含めて検討していくということを記載しております。

42点め、こちらは本庁舎に関するご意見で、早期改善を選択すべきということで20年の先送りは反対というご意見になっております。考え方につきましては、財政の平準化を考慮した計画にしている旨と、今後の整備にあたっては免震構造等も考えて検討していくという考え方を示させていただきます。

43点め、こちら本館の件ですが、東別館と統合というようなご意見をいただいております、考え方につきましては先ほどと同様の考え方を記載しております。

44点め、楠楓荘を市と大学等共同研究の場として何らかの利用というご意見をいただいております、取組みについては、学校連携については継続していきたいと思いますが、施設につきましては売却の方向で、計画記載のとおりのお返答をしております。

45点め、教育文化センターについては、おそらく楠正行の研究活動の場ということもあり歴史民俗資料館との連携で、何とか継続というようなご意見をいただいておりますが、こちら南中跡地整備の方で集約ということもございまして、教育文化センターの跡地については売却の方向ということで、計画のとおりのお返答をしております。

46点め、長文でご意見いただいておりますが、西中については築60年をもって建替えるのが良いということや、2013年の教育基本方針に関するご意見をいただいております。考え方につきましては、学校施設整備方針における整備にあたっては文部科学省が示す従来の改築中心から長寿命化への転換を基本とし、整備方針や整備方法を決定する際には、建物の劣化調査、液状化リスクを含む地質調査の結果を踏まえてやっていきますという考え方。西中においても、この考え方に基づいて検討していくという考え方を示

(西野施設創生担当次長兼施設創生課長)

しております。

47点め、ホールについて、いい音が鳴るホールを希望したいというご意見でございまして、これについては、詳細な内容を検討する中で検討していきたいという記載をしております。

48点めから52点めまでにつきましては、福祉コミュニティーセンターを利用されている方からのご意見で、基本的には場所を継続していただきたいというご意見になっております。回答といたしましては、南中跡地に整備する複合施設の方で確保していきますということと、地域交通についても併せて検討していくというような考え方を示させていただいております。

最後、53番めですが、忍ヶ丘あおぞらこども園と総合センターを同敷地内という案には賛成というご意見をいただいております。

以上がいただいた意見の概要となります。これらいただきました意見についてですが、計画の方向性自体を変更することに対する意見を除きましては、計画案の内容に直接修正を及ぼすものではないと考えまして、計画は、意見にもなつての修正はなしというようなことで考えております。

次に、資料の計画改訂案について説明をさせていただきます。今申させていただきましたとおり、いただいた意見による修正はしてはおりませんが、最終計画改訂をしたなかで、案の段階から変わった点について少し説明させていただきます。

12頁の、26番の意見公募手続きパブリックコメントの実施というところですが、人数と件数21人の方から53件というところを追記したのと、27番めの計画を改訂しましたというところで6年12月で改訂版を策定したというところを追記しております。次に15頁、こちらの方も今の内容と合わせまして、表の一番上の横の経過軸のところですが、12月のところに、計画策定のところを追記しております。次、35頁、こちら、計画の第7章になりますが、各施設における施設概要につきまして、駐車区画数の記載をしている部分があったのですが、記載内容の統一を図るということで、一般的に施設を利用していただく方のために設けている区画数を記載することで統一することといたしまして、その旨を35頁の凡例の下の米印二つめに記載をしております。なお、これに基づいて修正した施設については、野外活動センター、市民総合体育館、すてっぷなわて、福祉コミセン西側施設、戎公園管理棟、北谷公園管理棟、総合公園管理棟となっております。以上が計画案から計画最終改訂した内容への修正となります。

山本教育長職務代理人

ご質問等はございませんか。

(「なし」 の声)

山本教育長職務代理者	計画自体の変更はないということで終わりたいと思います。 それではその他の案件、何かございますか。
花岡学校教育部長兼学校教育課長	市立小中学校における12月の学級閉鎖の状況について報告いたします。 小学校で17学級、中学校で3学級の学級閉鎖、小学校で1学年、中学校で1学年の学年閉鎖がありました。主な事由としてはインフルエンザとなっております。
山本教育長職務代理者	それでは本日予定の案件の審議はすべて終了しました。 これをもちまして、定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年5月28日

四條畷市教育委員会教育長職務代理者 山本 博資

四條畷市教育委員会委員 佃 千春